



平成 28 年 11 月 29 日
大臣官房危機管理室

鳥インフルエンザに対する国土交通省の対応について

青森県青森市及び新潟県関川村において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、総理指示を踏まえ、大臣より以下の指示がなされたのでお知らせいたします。

1. 関係する情報の収集に努めるとともに、所管事業者等へ正確かつ迅速な情報提供を行うこと。
2. 関係する地方運輸局及び地方整備局においては、リエゾンを派遣する等、関係自治体と緊密な連絡体制をとること。
3. 関係地方整備局においては、関係自治体からの支援要請に備え、
 - ・照明車、散水車等の派遣の準備、
 - ・高速道路や国道への消毒マットや消毒噴霧器の設置準備、
 - ・関係業界に対する要員及び資機材の派遣準備要請、等を行うこと。
4. 関係地方運輸局においては、県の要請を踏まえ、防疫措置への協力について、所管事業者に対し指示・指導を行うこと。
5. 引き続き、内閣官房、農水省等関係機関と連携し、状況に応じた支援を行うとともに、他地域での発生の可能性に鑑み、緊張感を持って対応すること。

【連絡先】

国土交通省大臣官房危機管理室

企画調整官 古井

電話：03-5253-8111（代表）

（内線：57702）